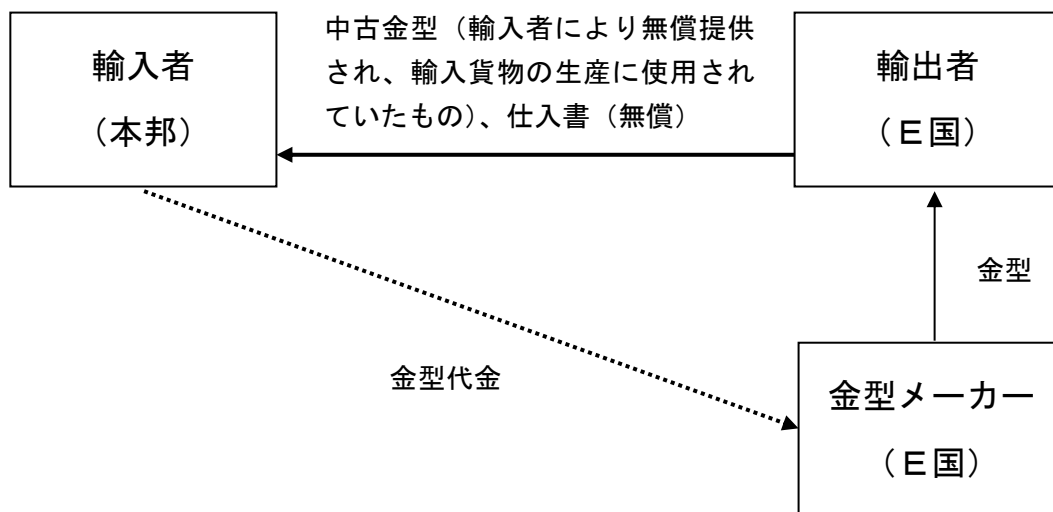


1-2. 輸入貨物の生産に使用していた金型を輸入する場合の
その金型の課税価格（輸入後にその金型の使用を継続する場合）



【照会要旨】

当社（輸入者）は、E国所在の輸出者から 10,000 足の紳士靴を購入（輸入）するために、輸入貨物の生産に使用する金型を当社と特殊関係のないE国の金型メーカーから購入し、輸出者に無償で提供していたことから、その金型を使用して生産した 10,000 足の貨物を輸入する際には、金型の取得価格を基に算出した額を課税価格に算入していました。

今般、当社は、輸出者によるこの貨物の生産が完了したため、輸出者との取引を終了することとし、その金型を本邦へ輸入し、本邦に所在する当社の製造工場において、その金型を引き続き使用して、さらに5,000 足の貨物を生産することとしました。輸出者から送付された金型の仕入書には、「No Commercial Value」と記載され、輸出者が便宜上記載した価格が示されています。

この場合、輸入貨物である金型の課税価格は、どのように計算されますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する金型の課税価格は、関税定率法第4条の4を受けた同法施行令第1条の12第2号に規定する「関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法」により、その金型の価値を合理的な根拠で示す資料に基づき計算されることとなります。

（理由）

上記の取引において、貴社が輸入する金型は無償貨物であり、輸入取引（売買）によらない輸入貨物ですので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第 4 条の 2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

貴社が輸入する金型は、既に使用された中古品であることから、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、貴社は、この金型を国内販売せず、また、特殊関係にない輸出国の金型メーカーから製造原価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第 4 条の 4（特殊な輸入貨物に係る方法）により課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第 1 条の 12 第 1 号に規定する合理的な調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」によりその金型の課税価格を計算することができません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

この金型は、輸入後に引き続き貴社において使用されるものですが、合理的な根拠を示す資料により、その金型の輸入時の価値を算出できる場合、その資料に基づきこの輸入貨物の課税価格を計算することができます。

また、この金型は、輸入貨物の生産に使用されていたことから、その使用による減耗等に基づく価値の減少があったと認められ、その価値の減少に相当する額を、貴社により輸出者に提供した時点のその金型の価値から控除することで、輸入時の価値が算出できると考えられます。当該価値の減少に相当する額は、この金型の会計帳簿における価値に関わらず、使用度に応じて計算されることから、この金型を使用した貴社の生産予定数量と輸出者の生産数量により計算することができます。

例えば、この金型の輸入時の価値に相当する額について、本事例のようにこの金型を使用した貨物の総生産予定数量が計 15,000 足であることが確定している場合、以下のような計算方法が一例として考えられます。

なお、この金型が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃等も輸入貨物の課税価格に算入されます。

[計算例]

この金型の輸入時の価値に相当する額

$$= \text{貴社が無償提供時に支払ったこの金型の代金} - \text{この金型の価値の減少に相当する額（※）}$$

（※）この金型の価値の減少に相当する額

$$= \text{貴社が無償提供時に支払ったこの金型の代金} \times \frac{\text{輸出者の生産数量（10,000 足）}}{\text{輸出者の生産数量（10,000 足）} + \text{貴社の生産予定数量（5,000 足）}}$$

(注) 合理的な根拠を示す資料とは、客観的な資料であって、輸入貨物の課税価格の計算の基礎となる額、その構成要素の額、これらの算定方法その他取引に関する事情等の真実性及び正確性を示すものをいいます。また、合理的な根拠を示す資料として、会計帳簿を使用する場合も考えられますが、その金型の会計帳簿における価額と輸入時の価値(関税評価上の価値)は必ずしも一致するわけではないことに注意が必要です。

なお、本事例において、仕入書の価格は売手が便宜上記載した価格であることから、当該仕入書は合理的な根拠を示す資料とはいえず、当該価格について合理的な根拠が示されない場合、当該価格を輸入貨物の課税価格とすることはできません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の8

関税定率法施行令第1条の12第1号、第2号

関税定率法基本通達4-1の2(1)イ、4の4-1、4の4-2、4の8-1

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)